

医療福祉費支給制度（マル福）受給するには申請が必要です

医療福祉費支給制度（通称マル福）とは

医療機関等にかかられた際の、医療費の一部を助成する制度です。

定期健診、予防接種、差額ベッド代、入院時の食事代、おむつ代、文書料など、保険外のものについては対象になりません。

対象となる方

潮来市に住所があり、各種の健康保険に加入している方のうち、次の①～④のいずれかに該当する方です。

※③ひとり親(母子・父子)家庭及び④重度心身障害者等には所得制限があります。

①小児(所得制限なし)

0歳から18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

年齢区分	県 所得制限内	県 所得制限超【すこやかマル福】
0歳～小学6年生	ピンク色の受給者証(外来・入院)	ラベンダー色の受給者証 (外来・入院)
中学1年生～18歳	ピンク色の受給者証(入院のみ)	
	ラベンダー色の受給者証(外来のみ)	

※表中の網掛け部分は、潮来市独自の「すこやかマル福」制度に該当する部分です。

市では、県の所得制限を超えた方に対して、市独自で所得制限を撤廃し、医療費の助成を行っております。

(②妊産婦も同様)

②妊産婦(所得制限なし)

母子手帳の交付を受けた妊産婦

(母子手帳交付月の初日から出産日(流産・死産を含む)の翌月末日まで)

県 所得制限内	県 所得制限超【すこやかマル福】
水色の受給者証	ラベンダー色の受給者証

③ひとり親(母子・父子)家庭(所得制限あり) ◆ピンク色の受給者証

・次のア～ウの子を看護している配偶者のいない方とその子

ア. 18歳未満の子

イ. 20歳未満の障害児

ウ. 20歳未満の高校在学者

・父母のいない子

※配偶者のいない方:死別、離別、遺棄、配偶者が重度心身障害者のマル福をお持ちの方など

④重度心身障害者等(所得制限あり) ◆ピンク色の受給者証

・身体障害者手帳1級、2級または3級内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルス、肝機能障害)

・身体障害者手帳3級かつIQ50以下

・療育手帳A(最重度)またはA(重度)

・特別児童扶養手当1級支給対象児童

・障害年金1級受給者

・精神障害者保健福祉手帳1級

・身体障害者手帳4級かつIQ50以下

・身体障害者手帳3級または4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級

・精神障害者保健福祉手帳2級かつIQ50以下

自己負担について

●茨城県内の医療機関等で受診する場合

マル福受給者証を窓口 to 必ず提示してください。

外来:医療機関ごとに1日600円 月2回(1,200円)
までの自己負担

入院:医療機関ごとに1日300円 月3,000円までの
自己負担

薬局:自己負担なし

※重度心身障害者等の方は、自己負担はありません。

※マル福受給者証の提示忘れにご注意ください。

●茨城県外の医療機関等で受診する場合

マル福受給者証は使用できません。

①窓口で全額支払をします。

②領収書を月ごとにまとめて市民課保険年金グループへ提出してください。

※領収書の提出は、受診日から2・3か月を目安にお願いします。

※同じ医療機関等で同じ月に受診された領収書は、必ずばらさないで提出してください。

③自己負担分を差し引いて、後日振込でお支払いします。

申請に必要なもの

申請するマル福の種類によって提出書類が異なります。詳細は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

【お問合せ】市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122